

# 公益財団法人津山スポーツ振興財団情報公開規程

## (目 的)

第1条 この規定は、公益財団法人津山スポーツ振興財団が、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正)及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針」(平成8年12月19日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)に定めるところによる情報公開に関する事項を規定する。

## (管 理)

第2条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 当法人の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開にかかる資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 計算書類
  - ① 収支計算書
  - ② 正味財産増減計算書
  - ③ 貸借対照表
  - ④ 財産目録
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書

2 前項の資料は次のものとする。

- ① (1) 及び (2) については、可能な限り最新の状態のもの
- ② (4) 及び (6) については、「公益法人会計基準」に準拠し作成されたもの

3 第1項の資料のうち(3)及び(4)については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、5年備え置くものとし、(5)及び(6)については、当該事業年度開始後3ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、当財団事務所とする。第4条 当法人の公開する情報の閲覧場所は、原則として当財団事務所とする。ただし、閲覧希望者の要望によりインターネットの方法を行う場合もある。

2 閲覧の日は、当法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

3 この法人は、情報公開の対象に応じ、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 当法人の公開する情報の閲覧を希望するものから第3条に定める資料の閲覧申請があったときには、次により取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。

(2) 事務局員は、閲覧申請書が提出されたときは、様式第2号に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。

2 第3条第1項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条第1項に掲げる資料に限定している旨を説明する。

3 第3条第1項に掲げる資料の内容に関して説明を求められた場合には、事務局長又はその指示するものが応答し、様式3に定める質疑応答記録簿に記載して整理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

#### 附則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月14日に一部改正